［（注１）～（注５）　略］

（注６）　㈣の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［（注12）・（注13）　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［（注１）～（注８）　略］

（注９）　㈫及び㈬を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（㈫及び㈬に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［注９～注11　略］

別表第七の一号（第65条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

［表略］

［注１　略］

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⑮　略］

［（注１）～（注５）　同左］

（注６）　㈣の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［（注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［（注12）・（注13）　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［（注１）～（注８）　同左］

（注９）　㈫及び㈬を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［注９～注11　同左］

別表第七の一号（第65条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

［表同左］

［注１　同左］

注２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⑮　同左］